

# ① なぜ、これほどおかしな関係 が生まれたのか

「戦後日本」とは、もともと朝鮮戦争への  
軍事支援を条件に、米軍が独立を認めた国



カーター・マグルーダー陸軍少将(1900 -1988年)

## ② なぜ、これほどおかしな関係 が続いているのか

最大の原因是、岸信介首相が結んだ3つの密約



1960年1月19日、新安保条約と日米地位協定に署名

# 「戦後日本」の本質

旧安保条約第1条（要約）

「アメリカは米軍を

日本およびその周辺<sup>②</sup>に

配備する権利<sup>①</sup>を持つ」(①自由使用 / ②自由出撃)



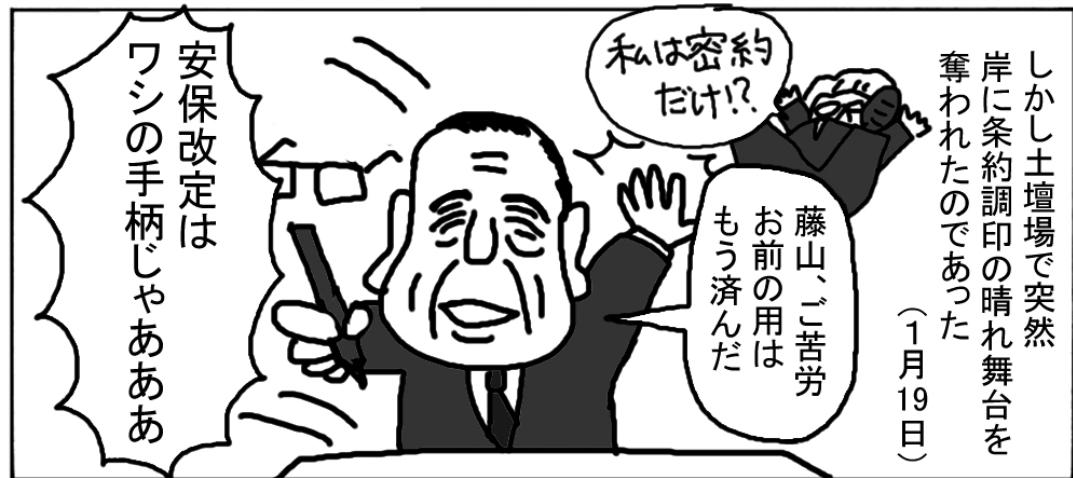
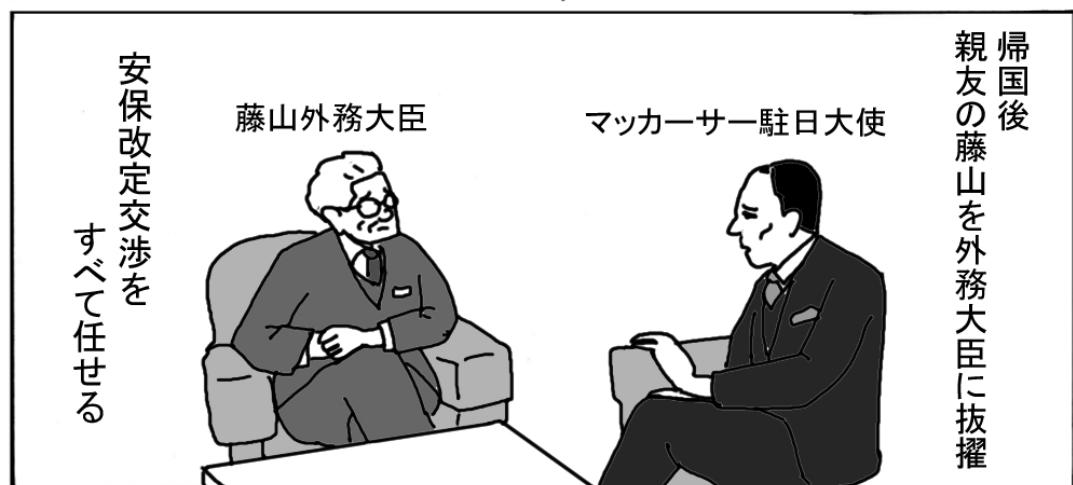
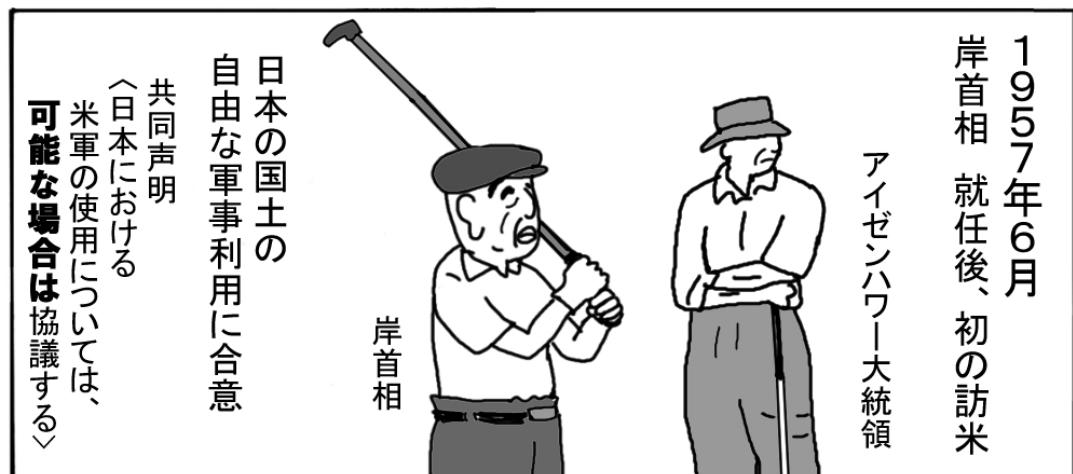
1957年

安保改定に先立つ日米共同声明

「日本国内の米軍の配備と使用に

ついては、アメリカが**実行可能な場**

**合はいつでも協議する**」（部分）



## ●研究者の常識

# 日米行政協定 = 日米地位協定

（安保改定で「行政協定」を「地位協定」に変更する場合は、あくまで「見かけ（アピアランス）」だけを変えるのであって、実質的な変更はいっさい行わない。それが安保改定交渉を始めるにあたって、アメリカの軍部が前提とした絶対条件であり、マッカーサーも交渉のなかで岸と藤山に対して、何度もその点については説明をしていた）

東郷文彦 外務省北米局安全保障課長

「行政協定については（1958年）12月16日の外務大臣と（マッカーサー）大使との会談の際も詳細討議されたが、アメリカ側はもともと行政協定がそのまま存続することが新条約交渉の前提条件であり、もし行政協定の内容に立ち入つて交渉するとなれば交渉の前提が崩れるうえに、一度手をふれれば2年3年の交渉となり、条約交渉も見送るの他なしと強調して前途極めて困難なるを思わしめた」（「日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯」1960年6月）

マッカーサー駐日大使

「岸と藤山の考える改定の多くは、行政協定の見かけ（アピアランス）を改善するだけのものです」

「私は行政協定の実質的変更を避けるように、岸と藤山に切れ目なく圧力をかけてきたし、岸と藤山はその見解を理解しています」（「FRUS」1959年4月29日 ダレス国務長官への報告）

ディロン国務長官代理

「行政協定 第3条1項（合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する）については、現在の表現が持っている権利をすべて維持するという条件で、文言を変えることを認める。だがアメリカが基地を建設し、拡大できることを明確にするために「設定」という言葉は残すことが望ましい」

（「FRUS」1959年4月30日 マッカーサー大使への指示）

# 密約中の密約 「討議の記録」

(要約)

1960年1月6日、安保改定の調印（同19日）の2週間前に、岸政権の藤山外務大臣とアメリカのマッカーサー駐日大使によってサインされた、「密約中の密約」（通称は「核密約」だが、本来の意味は「事前協議密約」）

A [日本の国土の軍事利用について①]：「核兵器の地上配備」以外の、兵器に関する米軍の軍事行動については、日本政府との事前協議は不要とする

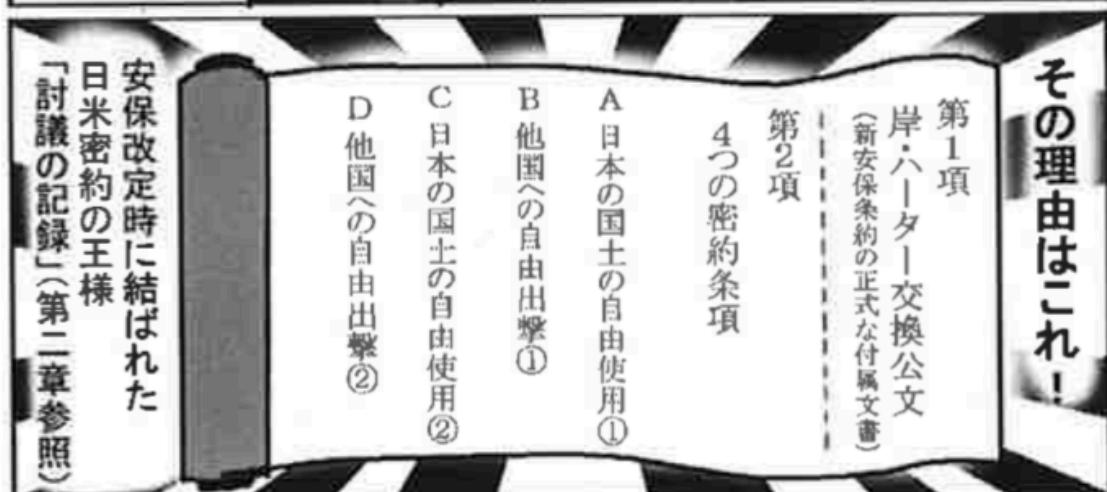
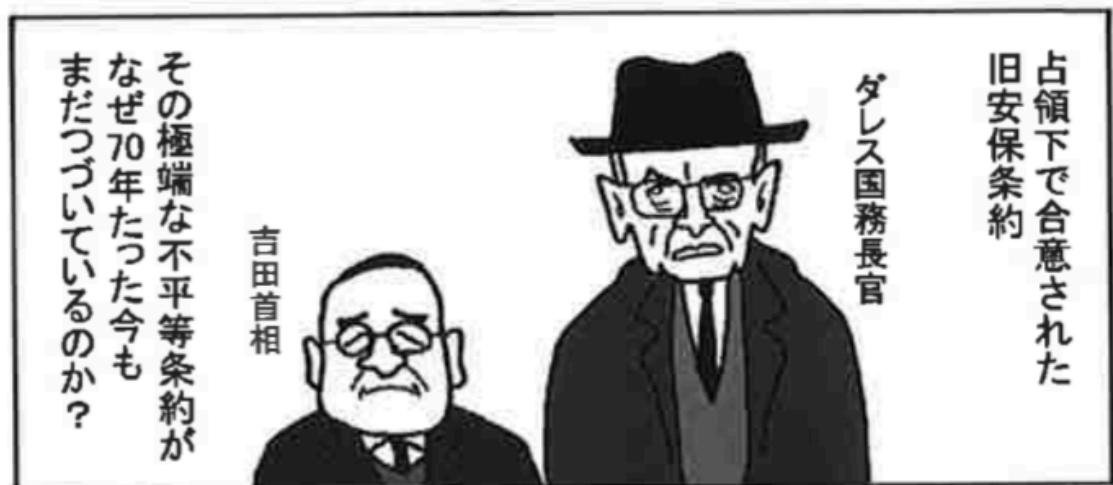
B [他国への軍事攻撃について①]：日本国内から直接開始されるケース以外の、米軍による他国への軍事攻撃については、日本政府との事前協議は不要とする〔=沖縄（当時）や韓国の米軍基地を経由してから攻撃すれば、問題はない〕

C [日本の国土の軍事利用について②]：Aの「核兵器の地上配備」以外で、旧安保条約時代に日本国内で認められていた米軍の軍事行動については、基本的に以前と変わらず認められるものとする

D [他国への軍事攻撃について②]：米軍の日本国外への移動については、日本政府との事前協議は不要とする〔=一度国外に出たあと、米軍がどんな軍事行動をとろうと日本政府は関知しない／藤山外務大臣が国会で明言〕

上記のA+Cの内容が、同日結ばれた「基地権密約」となり、同じくB+Dの代表的なケースへの対応が「朝鮮戦争・自由出撃密約」となる

そして前者の「基地権密約」が安保改定後、「日米合同委員会」の議事録に編入され、後者の「朝鮮戦争・自由出撃密約」も同じく安保改定後、新設された「日米安保協議委員会（現在の「2+2」）」の議事録に編入される。



**なぜそんなことをしたのか**

**=安保条約を改定すべき最大のポイント**

**旧安保条約・第3条（要約）**

「日本における米軍の法的権利は、  
**両政府間の行政上の協定\***

（administrative agreements）で決める」



**新安保条約・第6条後半（要約）**

「日本における米軍の法的権利は、  
**日米地位協定と、その他の合意さ  
れる取り決めで運営する**」

# 米軍に異常な特権をもたらす 日米安保の法的構造

【資料⑩】米軍に異常な特権をもたらす法的構造

【旧安保条約・第3条】

【新安保条約・第6条】

「行政上の協定」で決める

「日米地位協定とその他の合意される取り決め」で決める

日米行政協定

日米地位協定

日米合同委員会での合意

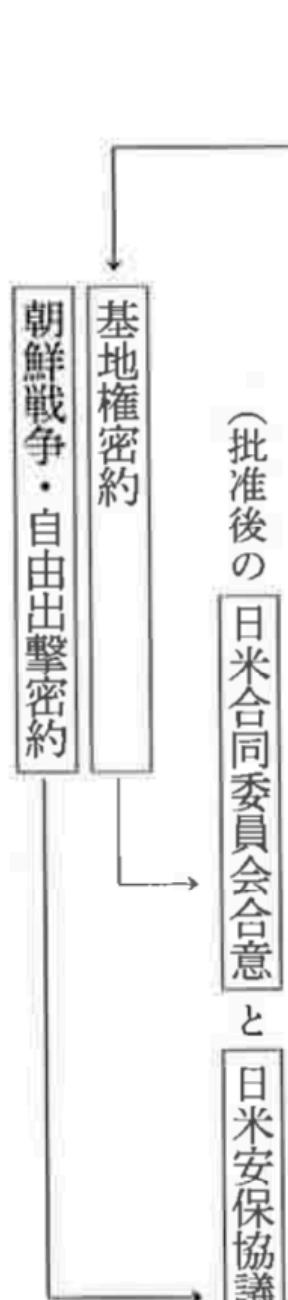
その他の「新安保条約批准後に」合意される取り決め

(批准後の日米合同委員会合意と

日米安保協議委員会合意)

基地権密約

基地権密約



# 「密約は存在しない（＝成立していない）」と 強弁するために外務省が行った文書改ざん



2018.11.8

## 核密約隠蔽公文書改ざんか

話題の発掘

### 日米安保で外務省

日米安保をめぐる密約関連文書の中で、最重要とされる日本側の公文書の筆跡が、前半と後半が別人のものであることを、密約問題を追及しているノンフィクション作家の矢部宏治さんが発見した。矢部氏は「外務省が密約の存在を隠蔽するため、意図的に改ざんした可能性が高い」と指摘している。

(論説委員・五味洋治)

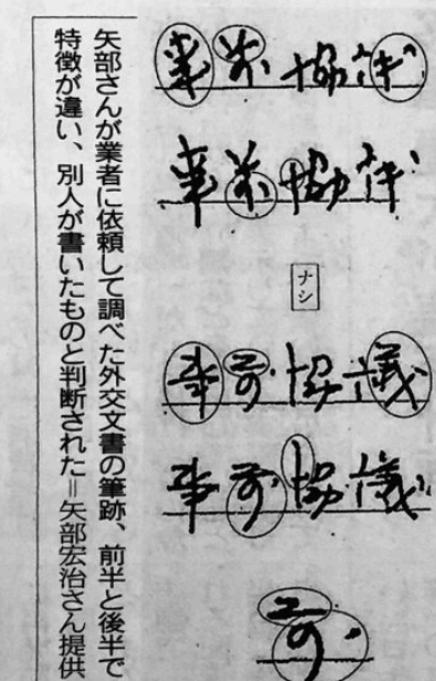
問題の文書は、一九六三年四月に行われた大平正芳外相とライシャワー駐日米国大使（いずれも当時）の会談に関する記録。二〇一〇年の外務省の密約調査で一般公開され、ネット上で公開されている。

六〇年の岸政権による安保改定時に、核兵器の日本への持ち込みを認める密約が日米間で結ばれた。しかし岸首相は、次の池田政権に引き継がなかつた。このため、米側が「核兵器を搭載した艦船の一時的な日本

し、密約の存在を知らない池田政権は、そのようなことは絶対にないと国会で答弁続けた。

六三年四月の大平・ライシャワー会談は、密約に対する解釈の違いを懸念した米側が、内容を再確認する目的で行われた。米側の公文書には、ライシャワー大使が大平外相と、密約の内

「改ざん」は、会議を手書きで記録した旨



矢部さんが業者に依頼して調べた外交文書の筆跡、前半と後半で特徴が違い、別人が書いたものと判断された=矢部宏治さん提供

### ノンフィクション作家・矢部さん 筆跡の違い発見

容に関し「アメリカ側明の方向で、完全な締解に達した」とある。しかし日本側はそれを国民に公表せず、大臣には佐藤首相が非核化を表明。こうした経緯で、大平・ライシャワー会談で、米側が「完全な理解」と記述した本件を隠蔽せざるを得なかったのではないかと左は指摘する。

「改ざん」は、会議を手書きで記録した旨の「極秘報告書」四番一、二枚目とそれ以後に違いがあった。筆者は別人との結論で、文書の前半と筆者は別人との結論だ。矢部氏は「これらは、大平の発言内容されたと考えられる。的な『改ざん』以外でもない」と断言す

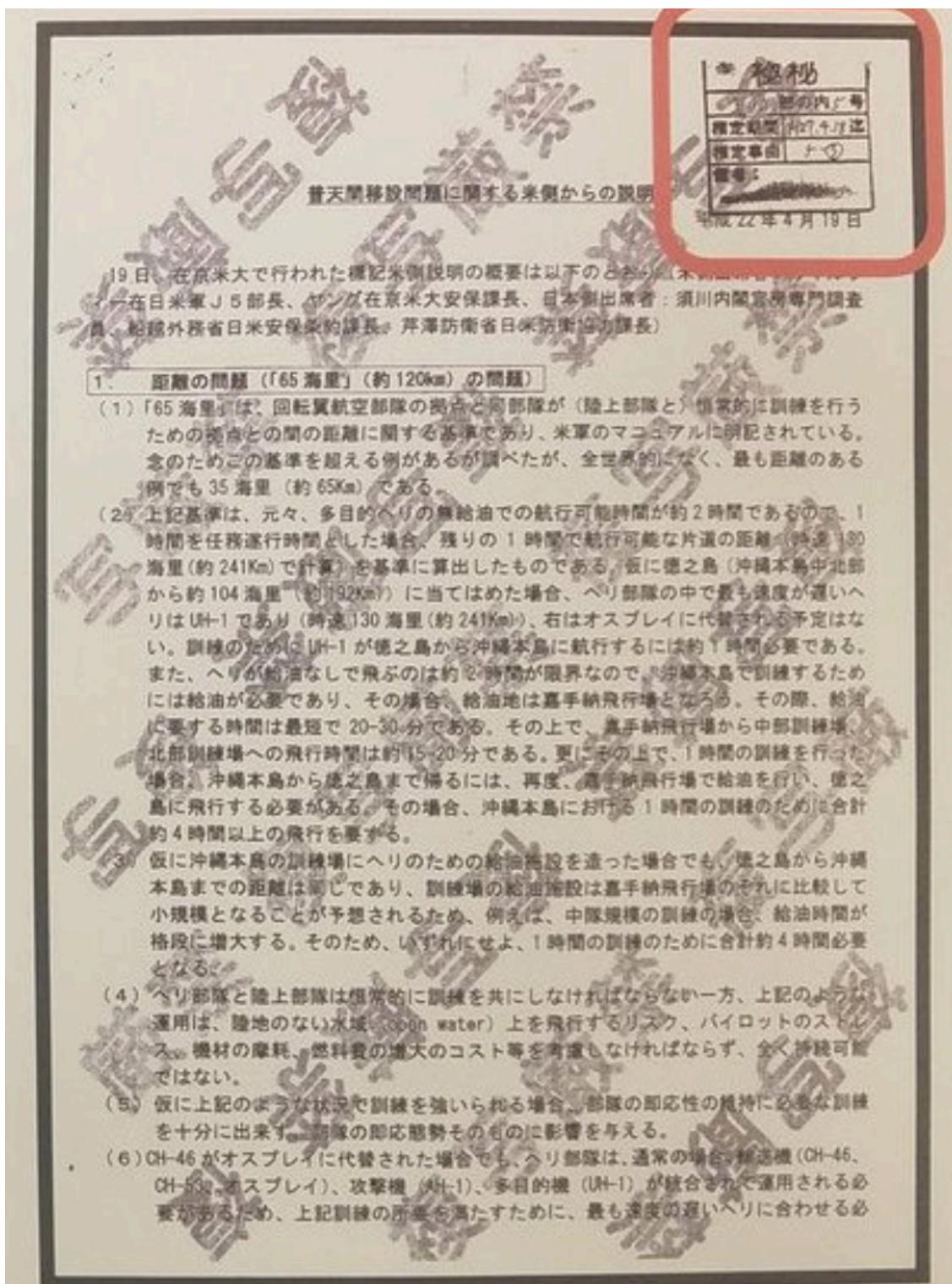
# 戦後の日本外交・最大の恥部

航空母艦「ミッドウェイ」の横須賀・母港化（1973年）と  
「非核三原則」での佐藤首相のノーベル平和賞受賞（1974年）



「ミッドウェイ」が核攻撃用の爆撃機を多数搭載する空母であることは、1978年2月にグラハム・クレイター海軍長官が議会で証言。これは事実上、外国軍の核攻撃基地が日本の国土のなか（港湾内）に作られたようなもの。どんな説明も不可能。国務省も反対→「地位協定の考え方」

# 鳩山首相に提示された偽造文書



# 鳩山元総理が保有している 外務省説明文書

# 社会新報 2018年12月19日号

(同 12 日発行)

2018年12月19日(水曜日)

THE SHAKAI SHIMPO (第3種郵便物認可)

第5012号(改題4609) (8)



# ついに始まった辺野古埋め立て



## 辺野古弾薬庫と沖縄核密約



辺野古の新基地のすぐ隣にある弾薬庫地区。広大な敷地に写真のような台形の弾薬庫が40以上あり、最大1000発以上の核弾頭が貯蔵できるようになっている（撮影／須田慎太郎）

# 朝鮮戦争終結への動きに、 ただひとり抵抗した安倍首相



（「ニューヨーク・タイムズ」の風刺漫画 2018年4月29日）

歴史的な南北融和が進むなか、「北朝鮮に最大限の圧力を」と一人だけ言い続け、最後はトランプにまで「もう、その言葉は使いたくない」と言われてしまった安倍首相。

# 今回の新発見 旧安保条約 = 新安保条約

## 行政協定・第24条（原文）

「日本区域において敵対行為〔=戦争〕または敵対行為の急迫した脅威が生じた場合には①、日本国政府及び合衆国政府は②、日本区域の防衛のため必要な共同措置をとり③、かつ、安全保障条約第一条の目的を遂行するため、ただちに協議しなければならない④」



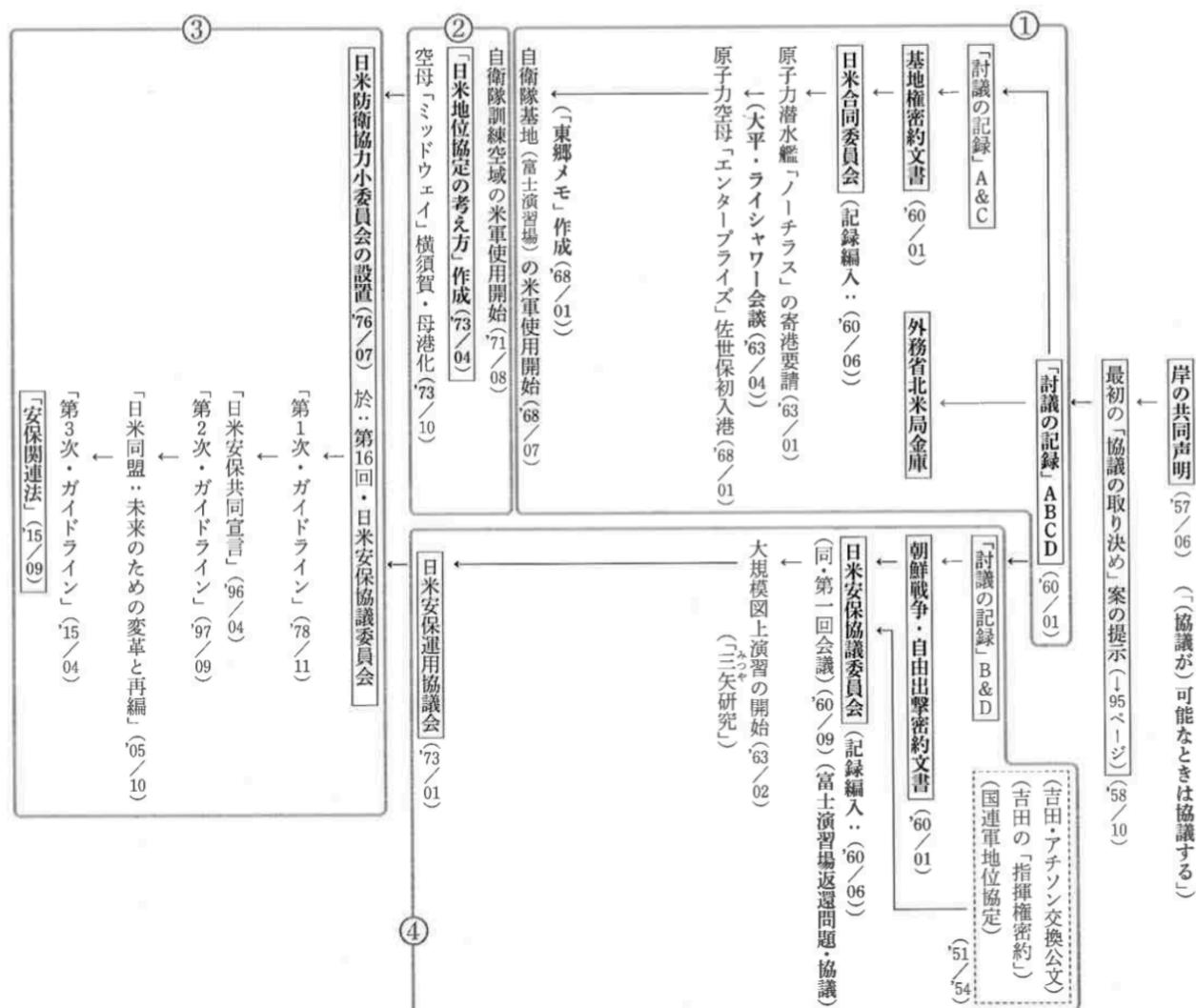
## 新安保条約・第5条（要約）（上記①②③の部分）

〈日米両政府は、日本の国土内でどちらかの国への武力攻撃が行われた時は（それを自国の平和と安全への脅威と認め）共通の危機に対処するように行動する〉

## 新安保条約・第4条（要約）（上記①②④の部分）

〈日米両政府は、日本の安全と、東アジア（極東）の平和と安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の国の要請があれば協議する〉

【資料⑫】「安保改定後60年間の主権喪失のチャート図」

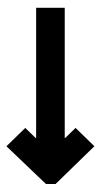


## 【補遺②】「密約の効力」をめぐる議論に 混乱をもたらす「帝国の方程式」

P < T

(政治的な権利)

(条約上の権利)



P = T

(政治的な権利)

(条約上の権利)